

令和4年3月三種町議会定例会予算特別委員会全体会議録

令和4年3月16日三種町議会予算特別委員会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した委員は、次のとおりである。

1 番	三 浦 敦	2 番	平 賀 真
3 番	伊 藤 千 作	4 番	
5 番	児 玉 信 長	6 番	清 水 欣 也
7 番	加 藤 彦次郎	8 番	後 藤 栄美子
9 番	成 田 光 一	10 番	大 澤 和 雄
11 番	高 橋 満	12 番	工 藤 秀 明
13 番	堺 谷 直 樹	14 番	安 藤 賢 藏
15 番	小 澤 高 道	16 番	金 子 芳 継

一、欠席した委員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した委員は、次のとおりである。

なし

一、早退した委員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田 川 政 幸	副 町 長	檜 森 定 勝
総 務 課	長	石 井 靖 紀	企 画 政 策 課	長 工 藤 一 嗣
税 務 課	長	小 松 仁	町 民 生 活 課	長 荒 川 浩 幸
福 祉 課	長	清 水 真	健 康 推 進 課	長 佐 々 木 恭 一
農 林 課	長	工 藤 伸 也	商 工 観 光 交 流 課	長 牧 野 誠 一
建 設 課	長	進 藤 敦	上 下 水 道 課	長 近 藤 光 明
琴 丘 支 所	長	渡 邊 裕 子	山 本 支 所	長 皆 川 和 華 子
会 計 課	長	平 澤 仁 美	教 育 長	藤 田 良 博
教 育 次 長	後 藤 誠	農 業 委 員 会 事 務 局 長	嶋 田 修 一	

一、委員会の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	後 藤 芳 英	議 会 事 務 局 主 査	池 内 和 人
議 会 事 務 局 主 任	齊 藤 亜 美		

一、本日の会議に付した事件

○総括質疑

- 第 1 議案第 1 7 号 令和 4 年度三種町温泉事業特別会計への繰入について
- 第 2 議案第 1 8 号 令和 4 年度三種町一般会計予算について
- 第 3 議案第 1 9 号 令和 4 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 第 4 議案第 2 0 号 令和 4 年度三種町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 5 議案第 2 1 号 令和 4 年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算について
- 第 6 議案第 2 2 号 令和 4 年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算について
- 第 7 議案第 2 3 号 令和 4 年度三種町温泉事業特別会計予算について
- 第 8 議案第 2 4 号 令和 4 年度三種町水道事業会計予算について
- 第 9 議案第 2 5 号 令和 4 年度三種町下水道事業会計予算について

○分科会報告

第 1 0 分科会の審査報告

○自由討議・討論・表決

- 第 1 1 議案第 1 7 号 令和 4 年度三種町温泉事業特別会計への繰入について
- 第 1 2 議案第 1 8 号 令和 4 年度三種町一般会計予算について
- 第 1 3 議案第 1 9 号 令和 4 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 第 1 4 議案第 2 0 号 令和 4 年度三種町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 1 5 議案第 2 1 号 令和 4 年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算について
- 第 1 6 議案第 2 2 号 令和 4 年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算について
- 第 1 7 議案第 2 3 号 令和 4 年度三種町温泉事業特別会計予算について
- 第 1 8 議案第 2 4 号 令和 4 年度三種町水道事業会計予算について
- 第 1 9 議案第 2 5 号 令和 4 年度三種町下水道事業会計予算について

予算特別委員会委員長 堺谷直樹は、令和 4 年 3 月 1 6 日、出席委員が定足数に達したので、委員会を開会する旨宣告した。（午前 1 0 時 0 0 分 開会）

委員長（ 堺谷直樹 ）

ただいまから予算特別委員会全体会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は 1 5 名であり、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

日程第 1．議案第 1 7 号「令和 4 年度三種町温泉事業特別会計への繰入について」を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

委員長（ 堺谷直樹 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

日程第2．議案第18号「令和4年度三種町一般会計予算について」を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。農林課長。

農林課長（ 工藤伸也 ）

申し訳ありません。産業建設分科会の会議録の訂正をお願いしたくて発言をさせていただきます。

農林課部分ですので、ページ数でいきますと7ページになります。質疑応答ナンバー30番。予算書でいきますと135ページのワカサギ、ウナギの稚魚、卵の放流の関係についてでございますが、例年でありますと、この放流の部分に我々の職員も立ち会って、どんなところでやっているのかという確認をするわけですが、コロナの状況で今年は現場のほうへ行っておりません。それで、春に提出していただいている計画書に基づいて春3か所、秋にも3か所という計画書でしたので、五、六か所だろうということで答弁させていただきましたが、改めて事業主のほうに確認しましたところ、今年は8か所でやりましたという回答をいただきましたので、8か所に訂正をお願いいたします。

以上です。

委員長（ 堺谷直樹 ）

ほかに質疑ありませんか。7番、加藤委員。

7番（ 加藤彦次郎 ）

予算書183ページです。ふるさと文化館の改修工事、これについて設計と工事請負費が挙がっているわけですが、どういう工事なんでしょうか。

委員長（ 堺谷直樹 ）

教育次長。

教育次長（ 後藤 誠 ）

お答えいたします。工事は2点ございます。1つは文化館の屋上屋根の防水シートの改修工事、これが1点でございます。

それからふるさと文化館のホールがあるわけですが、ホールの非常口といえますか、鋼鉄製の建具があるんですがドアです。これが劣化で開閉が難しい状況になっておりまして、このドアの改修工事を行うものでございます。併せてこれに設計監理委託料が入りまして、この金額となっております。

委員長（ 堺谷直樹 ）

7番、加藤委員。

7番（ 加藤彦次郎 ）

今、非常口ドアの改修ということで、それが動かないということはあるべく早めに対処しなきゃいけないと思うんですが、いつ頃発注の予定でしょうか。

委員長（ 堺谷直樹 ）

教育次長。

教育次長（ 後藤 誠 ）

新年度に入りまして、早急に審査会のほうにかけまして発注をしていきたいと思っております。

委員長（ 堺谷直樹 ）

7 番、加藤委員。

7 番（ 加藤彦次郎 ）

ふるさと文化館というのは、築何年ぐらいになっているんですか。

委員長（ 堺谷直樹 ）

教育次長。

教育次長（ 後藤 誠 ）

お答えいたします。

平成7年の建設で築26年でございます。（「1995年」の声あり）1995年。

委員長（ 堺谷直樹 ）

7 番、加藤委員。

7 番（ 加藤彦次郎 ）

屋上の防水シートの工事という話があったんですけども、私、ふるさと文化館、屋上とかあるかどうか全く分からないんですけども、要するに水、雨漏りがしちゃうような状況なんですか。

委員長（ 堺谷直樹 ）

教育次長。

教育次長（ 後藤 誠 ）

お答えいたします。

石井獏メモリアルホールとかという、入って右側に部屋がありますが、あそこは過去にも雨漏りがしておりました。雨漏りしておりまして、平成29年に、1回その部分については防水シートの改修工事を行っております。平成29年です。

それから、昨年ですけども、ホールの上のほう、R階、屋上ですけども、そこも防水シートなんですけれども、昨年度剥離しまして応急処置で修繕を行っております。今後またそういうことが起こり得ると思いますので、全面改修をするということで予算を計上しております。

7 番（ 加藤彦次郎 ）

分かりました。それで、75ページの若者へのふるさと品というのがありまして、これ私、全員協議会でもちょっと質問したんですけども、ふるさとの産品を送ることによって、主に学生たちとのつながりを持っていこうということなんでしょうけど、今年はこれコロナ対策の補助金で実施するわけですが、委員会でのやり取りを見ると、来年以降も続けていこうということだと思っているんですが、それでよろしいですか。一般財源でも続けていくということでもよろしいでしょうか。

委員長（ 堺谷直樹 ）

企画政策課長。

企画政策（ 工藤一嗣 ）

課長 お答えいたします。

当初、当初予算の編成時点においては、コロナ対策交付金を充当できることが分かりませんでした。が、事業としては交付金以前に考えていたものでありますので、今回交付金の要件に合致することから、交付金を充当させていただくことになりましたので、来年度以降も一般財源になるかもしれませんが、続けていきたいと思っております。

委員 長（ 堺谷直樹 ）

加藤委員。

7 番（ 加藤彦次郎 ）

付帯意見にもあるわけですが、この要件が町外に住んでいる学生ということになっているんですが、例えば秋田の大学に行って秋田にアパートを借りればその対象になって、うちから通うと対象にならないんじゃないかと思っ
ているんですが、その住民票云々というやつはあるにしても、そこら辺の線
引きというのはどのように考えているんでしょうか。

委員 長（ 堺谷直樹 ）

企画政策課長。

企画政策（ 工藤一嗣 ）

課長 お答えいたします。

住民票を移さずに秋田市内等のアパートを借りている学生もおりますので、県内については、一応申請時点で聞き取りによって対応することと、送付先を住んでいるアパートということになりますので、それで確認していきたいと思っております。

委員 長（ 堺谷直樹 ）

加藤委員。

7 番（ 加藤彦次郎 ）

どうなんですかね。例えば県内の横手とか大館にある看護師さんになるための学校がありますけれども、そこに行けば対象になって、能代のしらかみ学院にうちから通えば対象にならないとか、そういうことになるんでしょうね。うちから通う場合は対象にならないということなんですね。

委員 長（ 堺谷直樹 ）

企画政策課長。

企画政策（ 工藤一嗣 ）

課長 お答えいたします。

どこかに一定の線を引かないといけないということでもありますので、三種町に住んでいて三種町から通っている学生につきましては、今回は対象外とさせていただきます。

委員 長（ 堺谷直樹 ）

7 番、加藤委員。

7 番 （ 加藤彦次郎 ）

そもそも論なんですけれども、このふるさとの品、お土産を送ることによって、帰ってくるためのきっかけになるのかというところを問いたいんですけれども、三種町ではふるさと教育とかあって、教育しなくてもふるさとのことは皆さん思っていると思うんですよ。でも帰ってこない、来れないのは、やっぱり仕事だったり自分の好きな仕事だったり、条件のいい仕事だったりがないということが根本にあるはずで、そちらのほうに力を入れるのが先なんじゃないか。お土産を送って帰ってきてほしいというのは、何かちょっと違うような気がするんですがどうでしょうか。

委 員 長 （ 堺谷直樹 ）

企画政策課長。

企画政策 （ 工藤一嗣 ）

課長 お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、町の雇用の場の確保が最優先だとは思いますが、なかなかその課題については、解決策が、特効薬がなかなか進まないことから、今回はふるさと回帰の目標、目的もありますけれども、町を離れた学生については、こちらでその動向が把握できないことから、その学生の若い世代と町とがつながりを持ちたい、それが第一の目標であって、ふるさと回帰については、その学生とつながりを持つ中で町の情報を提供したり、学生の意見を聞いたり、その中でふるさと回帰の気持ちを高めていってもらえればと思いますので、100%これがふるさと回帰に特効薬だということではありませんので、若い人とつながりを町が持ちたいという目的で今回この事業を実施しますので、ご理解をいただければと思います。

委 員 長 （ 堺谷直樹 ）

7 番、加藤委員。

7 番 （ 加藤彦次郎 ）

その点については、学生だけじゃないはずで一般社会人になっても、やっぱりふるさとに帰りたいと思っている人もいるはずで、取りあえずそうやってつながりを持ってやっていきたいというのは分かるんですけど、大変、中途半端な事業になってしまうんじゃないかな、単年度だけじゃなくて続けていくとなるとどうなんだろうと思いますけれども、町長はこの事業を進めていきたいと、継続して進めていきたいという考え方でしょうか。

委 員 長 （ 堺谷直樹 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えいたします。

先ほど企画政策課長が申し上げたとおりであります。やはり今、議員おっしゃるとおり企業に勤めた方という話もありますけれども、やはり企業に勤めた場合は、何らかの意思があって恐らく就職されていることと思います。その方々に、直接、町として意見を求めることは大変有益だと思いますけれ

ども、その部分に関してはやはり学生のほうが、効果が高いのではないかと私も考えております。

今年度というか単年度だけではなくて、続けていくことによって、そういう若い人方の意見の積み重ね、そういうところを今後のまちづくりにも当然生かしていける、そのように期待をしているところでございますので、その辺りはご理解をいただければありがたいなと思います。（「終わります」の声あり）

委員長（ 堺谷直樹 ）

ほかに。8番、後藤委員。

8番（ 後藤栄美子 ）

今の加藤さんの意見の関連ですけれども、現役の学生となっておりますけれども、今年度の入学する学生はこの256人の中に入っておりますか。

委員長（ 堺谷直樹 ）

企画政策課長。

企画政策（ 工藤一嗣 ）

課長 お答えいたします。

大学等に進学する方の実数はなかなかつかめておりませんので、この人数につきましては、令和3年度の学生支援給付金の実申請者数、これを参考にして、多少多めに予算を確保しております。

委員長（ 堺谷直樹 ）

後藤委員。

8番（ 後藤栄美子 ）

商品5,000円プラス送料になっております。250人掛ける5,000円でやると128万円なんですね。それプラス送料になりますね。

委員長（ 堺谷直樹 ）

企画政策課長。

企画政策（ 工藤一嗣 ）

課長 お答えいたします。

商品と送料合わせて165万9,000円になります。（「分かりました」の声あり）

委員長（ 堺谷直樹 ）

後藤委員。

8番（ 後藤栄美子 ）

この品物、送る品物はもう考えておるのでしょうか。

委員長（ 堺谷直樹 ）

企画政策課長。

企画政策（ 工藤一嗣 ）

課長 お答えいたします。

現在町内の4つの直売施設のほうに協力依頼をいたしておりまして、その内容につきましては、まだ決定してございません。

委員長（ 堺谷直樹 ）

後藤委員。

8 番 （ 後藤栄美子 ）

ドラゴンのほうにはメロンというお願いに来たと聞いております。それこそ学生さんたちが、町を想って三種町を想って、行きたいなという、また帰りたいなと思う、大変いいことだと思います。ありがとうございました。

続いて、ページ 143 ページの指定管理のサンバリオの備品の購入ですが、前にも冷蔵庫買ったような記憶があるんですけども、いかがですか。教えてください。

委員長（ 堺谷直樹 ）

商工観光交流課長。

商工観光（ 牧野誠一 ）

交流課長 お答えいたします。

今回、予算のほうに盛り込ませていただいているものにつきましては、冷凍ケースと冷蔵ケースということでございます。冷凍ケースが 1 台、それから冷蔵ケースが 2 台ということで、冷凍ケースにつきましては、現在グリーンぴあのほうで使っている、すみません、冷凍、冷蔵ケースとも両方グリーンぴあのほうで使う予定のものでございます。

冷蔵ケースにつきましては、現在グリーンぴあの漬物を販売するに当たって使用しているもの 2 台ございますけれども、うち 1 台交換ということでございます。

それから冷蔵ケース 2 台につきましては、グリーンぴあに入っていきますとすぐ左手側に漬物販売している台がございますけれども、特に夏場等衛生管理上好ましくないということでございまして、冷蔵ケース 2 台を導入させていただきたいと思っているものでございます。

委員長（ 堺谷直樹 ）

後藤委員。

8 番 （ 後藤栄美子 ）

HACCP（ハサップ）の問題が出てからドラゴンでは、それこそ保健所の言うとおりに冷蔵庫を購入したり、そうやって総菜とかやっておりますけれども、それこそグリーンぴあのほうでは、入ったところの普通の板の上に漬物を上げて今でも売っています。私たちドラゴンで会員としては、ちょっとおかしいなと思っておりますけれども、今そのケースを買うということなんでしょうか。

委員長（ 堺谷直樹 ）

商工観光交流課長。

商工観光（ 牧野誠一 ）

交流課長 お答えいたします。

今、後藤議員おっしゃられましたとおり左手側にテーブルというか台の上に、下に保冷剤を敷いて漬物を販売しているところに 2 台冷蔵ケースを導入

させていただきたいということでございます。

委員長（ 堺谷直樹 ）

後藤委員。

8番（ 後藤栄美子 ）

平らな、じゅんさいの館にあるようなあのような冷蔵庫ですか。

委員長（ 堺谷直樹 ）

商工観光交流課長。

商工観光（ 牧野誠一 ）

交流課長 お答えいたします。

そのように平らで、比較的背の低いものを予定してございます。

8番（ 後藤栄美子 ）

分かりました。終わります。

委員長（ 堺谷直樹 ）

ほかに質疑ありませんか。9番、成田委員。

9番（ 成田光一 ）

175ページの委託料、設計監理業務689万7,000円、ちょっとこの内容説明願います。

委員長（ 堺谷直樹 ）

教育次長。

教育次長（ 後藤 誠 ）

すみません、もう一度お願いいたします。

9番（ 成田光一 ）

175ページの12番委託料ですね、一番下のほう。設計監理業務の内容、どういう委託なのか。

教育次長（ 後藤 誠 ）

お答えいたします。山本中学校の体育館がございまして。その西側部分がまだ特別警戒区域に指定、土砂災害警戒区域に指定されていることから、今年度その部分について調査に入ります。その中で調査設計を委託するための委託料でございます。

委員長（ 堺谷直樹 ）

成田委員。

9番（ 成田光一 ）

これ土砂災害特別警戒区域ということで委員会のほうでも説明されているんですけども、それ解除するためのまず設計委託ということで理解しているんですか。

委員長（ 堺谷直樹 ）

教育次長。

教育次長（ 後藤 誠 ）

土砂災害の特別警戒区域については、それなりの対処工事をする事で、除外が可能だということを県のほうからも確認されておりますので、工事に

よってその部分は解除できるものと思っております。

委員 長 （ 堺谷直樹 ）

成田委員。

9 番 （ 成田光一 ）

ちなみにこれ指定されているのいつからであったということなんですか。

委員 長 （ 堺谷直樹 ）

教育次長。

教育次長 （ 後藤 誠 ）

私の記憶では、平成 29 年と記憶しております。

委員 長 （ 堺谷直樹 ）

成田委員。

9 番 （ 成田光一 ）

ちょっと聞くとところによると、これ実は当局でそれ気づいていなかったとか、そういうふうな話聞いたことあるんですが。これが区域として指定されていると分かったのはいつなんですか。

委員 長 （ 堺谷直樹 ）

教育次長。

教育次長 （ 後藤 誠 ）

指定された時点で、私は分かっていると記憶しておりますけれども。

委員 長 （ 堺谷直樹 ）

成田委員。

9 番 （ 成田光一 ）

実は統合中学校の建設場所にも当たる部分なものですから、ちょっと懐疑的な感覚で私質問するのあれなんです、これあくまでもその指定されている危険だからということで、単独の工事ということですよ。

中学校を統合するための計画の一環としての準備ではないという理解でよろしいんですか。

委員 長 （ 堺谷直樹 ）

教育次長。

教育次長 （ 後藤 誠 ）

お答えいたします。

統合中学校の建設場所ではない場所ではありますが、今後も現在も生徒が通っておりますし、その後まず統合の小学校となる予定となっておりますので、それを踏まえてやはりそういう危険を回避する必要があるということで、やはり子供たちの安全のためにこの工事を実施する方向で調査設計を盛っているところでございます。

委員 長 （ 堺谷直樹 ）

成田委員。

9 番 （ 成田光一 ）

そうしますと方向的には統合中学校、まずそこでということで今進んでい

るようですけれども、それも含めた中での準備をしているという理解でよろしいのでしょうか。

委員長（ 堺谷直樹 ）

教育次長。

教育次長（ 後藤 誠 ）

お答えいたします。

今後のそこら辺に通う児童、生徒の安全を考えて統合中学校の建設と併せて工事を進めていくということでご理解をお願いいたします。（「分かりました」の声あり）

委員長（ 堺谷直樹 ）

ほかに質疑ありませんか。5番、児玉委員。

5番（ 児玉信長 ）

153ページ、町営住宅の建設工事なんですけれども、今回、千刈田住宅は2棟と、それから町営住宅外構事業ということで、この建設工事が5,000万が含まれているんですけれども、外構事業ということを何か所、どここの住宅なんですか。

委員長（ 堺谷直樹 ）

建設課長。

建設課長（ 進藤 敦 ）

お答えいたします。

外構工事は今年度建設しました千刈田住宅1棟、大町住宅3棟の合わせて4戸分の外構工事でございます。

委員長（ 堺谷直樹 ）

児玉委員。

5番（ 児玉信長 ）

この4年度で当時の計画が千刈田が20戸、それから大町が19戸という計画がこれで終了するんですか。

委員長（ 堺谷直樹 ）

建設課長。

建設課長（ 進藤 敦 ）

お答えいたします。

大町住宅は19戸、令和3年度で完了してございます。千刈田住宅に関しましては、令和4年度で2棟、残りが3棟まだ改修してございませんので、令和5年度で完了の見込みとなっております。

委員長（ 堺谷直樹 ）

5番、児玉委員。

5番（ 児玉信長 ）

当初は令和4年度で完了予定というふうなことで、2年延期されて令和4年度で完了というふうなことご答弁であったんですけれども、やはりこれは国のいろんな補助事業の延期ということで、こういう状況になったんですか。

委員 長 （ 堺谷直樹 ）

建設課長。

建設課長 （ 進藤 敦 ）

お答えいたします。

千刈田住宅に関しまして、入居者が退去の見通しが立ちませんでして、2戸の住宅にまだ現在入居している状態でございます。この予算要求する時点でまだ未定となっておりますが、3月で2戸の入居者が今後、新しく建てた住宅、千刈田住宅内で転居する見込みが立ちましたので、取りあえず令和4年度は予算要求したとおり2戸、その現在入居されている方々が退去した後、解体を伴って令和5年度で3戸建設して完了という見込みでございます。

委員 長 （ 堺谷直樹 ）

5番、児玉委員。

5番 （ 児玉信長 ）

そうすると令和5年度で完了するわけですので、当初は町営住宅長寿命化計画というのがありますよね。当時は前に一般質問で聞いたときには、その後の工事着工計画というふうなことで、東二本柳住宅とそれから木戸沢ですね。これが計画をしたいというご答弁であったんですけども、どうなんでしょうか。

委員 長 （ 堺谷直樹 ）

建設課長。

建設課長 （ 進藤 敦 ）

お答えいたします。

前の児玉議員の一般質問に対しまして私そのようにお答えいたしましたけれども、その計画通り現在、今後、木戸沢住宅9戸、それと東二本柳住宅20戸の立て替えを行う計画でございます。

委員 長 （ 堺谷直樹 ）

5番、児玉委員。

5番 （ 児玉信長 ）

となると萱刈沢の住宅も30年以上経過しているということもあるわけなんですけれど、これはどういうふうになりますか。

委員 長 （ 堺谷直樹 ）

建設課長。

建設課長 （ 進藤 敦 ）

お答えいたします。

萱刈沢住宅20戸ございますけれども、おっしゃるとおり30年以上経過してございます。状态的にまだそれほど傷んでいないということで、部分的改修とかはございますけれども、東二本柳住宅、木戸沢住宅完了後、もしくはその事業内にまだ萱刈沢住宅のほうの建て替えも行うか、事業の追加は今後まだ未定となっております。

5 番 (児玉信長)

分かりました。

それから 129 ページ、草地畜産基盤整備事業の負担金なんですけれども、これは今年度で終了するんですか、それとも来年度も継続されるんですか。

委員長 (堺谷直樹)

農林課長。

農林課長 (工藤伸也)

お答えいたします。

草地改良事業は令和 3 年度からスタートいたしまして 3 年を見込んでおりますので、令和 5 年度で完了する予定です。

委員長 (堺谷直樹)

5 番、児玉委員。

5 番 (児玉信長)

報告書、分科会の報告書を見ますと、2 人の農家が 46 頭の飼育であるが、完成後は 35 から 40 頭の放牧が可能と見込んでいるということなんですけれども、この改良でこの 2 人の農家の方が放牧がやはり十分でないということにはならないんですか。今、改良、今度着工しますので、改良工事しますね。そうすると 4 年度と 5 年度でやはり改良工事しますので、放牧が、やはりこのとおりのような状況の放牧が見込まれることはできないんではないかと思うんですけれども。

委員長 (堺谷直樹)

農林課長。

農林課長 (工藤伸也)

今年も草地改良して当然放牧できない場所がありましたので、今年度は鹿角のほうに、ちょっと頭数は正確に覚えておりませんが、鹿角のほうにも放牧場を借りまして放牧して対応しているところです。

委員長 (堺谷直樹)

5 番、児玉委員。

5 番 (児玉信長)

それはあれですか。頭数が全て鹿角のほうと、それから大沢牧場のほうと含めてこの頭数が全部放牧できたんですか。

委員長 (堺谷直樹)

農林課長。

農林課長 (工藤伸也)

それを含めて賄えている状況と認識しております。

委員長 (堺谷直樹)

5 番、児玉委員。

5 番 (児玉信長)

大沢牧場、令和 4 年度は、大沢牧場放牧は大体どのくらいを見込んでいま

すか。

委 員 長 （ 堺谷直樹 ）

農林課長。

農林課長 （ 工藤伸也 ）

正確な数字は今ここに持っておりませんので、後ほどお答えさせていただければと思います。

委 員 長 （ 堺谷直樹 ）

5 番、児玉委員。

5 番 （ 児玉信長 ）

放牧された農家の人から畜産農家の人からちょっと聞く機会がありましたので、聞いてみたら8頭だと言うんですよ。だから僕のが8頭でもう1人の人も8頭で、16頭ぐらいしか放牧できないんじゃないかというふうなお話であったんですけども、あとの残りがそうすると全部鹿角のほうに放牧されるんですか。

委 員 長 （ 堺谷直樹 ）

農林課長。

農林課長 （ 工藤伸也 ）

計画ではそのように考えております。

5 番 （ 児玉信長 ）

そこでどうでしょうか。今この世界が大変な状況になっておるし、油の高騰、いろんな高騰で大変な、飼料も全部輸入のものでございまして、畜産農家の方が大変な状況になっておりますね。それは把握していると思うんですけど、認識されていると思うんですけども、3年度のときには米の減収ということで米価の減収ということで一反歩当たり1,000円の種子の補助をしてくれましたけれども、それから令和4年度はやはり米余りというようなことで、米に代わるというふうなことで飼料米に対して一反歩当たり1万7,000円の補助をするというふうなことになっているんですけども、どうなんですか。

私もこの畜産農家に直接聞いたんですけども、やはり上がっていると、大変な状況になってこの後もまた大変な状況になってくるのではなかろうかということで、すごい悲観的な考え方をしているわけなんですけれども、どうなんですか。やはりせつかくのこういう状況で放牧の事業をするわけなんですけれども、その中で放牧はできない間、できない間がかなりあると思うんですよ、何か月となくね。すぐ放牧できる状況ではないと思うんですよ。その間でも飼料の高騰分を助成するようなそういうふうなお考えというのは、初めての質問ですから対応というのは大変だと思うんですけども、そういうことは考えられないんでしょうか。

委 員 長 （ 堺谷直樹 ）

農林課長。

農林課長 （ 工藤伸也 ）

根本的な財源の問題から含めまして、畜産農家だけではなく燃料の高騰は全ての、それこそ生活されている方全員の問題だと思いますので、いろんな調整を取りながらできる部分をやっていければなと思います。

委員長（ 堺谷直樹 ）

5番、児玉委員。

5番（ 児玉信長 ）

灯油が値上がったということで、やはり1万円の助成をするといろんなことがあるわけですね。今、畜産の場合も大変な状況になってきています。だからそういったこともやはり私は考えていくべきじゃないかと。その期間だけでも必要ではなかろうかと。現に繁殖牛ですよ、この方々は。肥育牛の310頭やっている肥育の大農家があります。この方に聞いたら、やはり前年度と比較すると飼料代だけでももう既に計算すると1,300万円ぐらいは対比1,300万ぐらいはかかり増ししているというふうなお話なわけなんですよね。

担当課としていろんなことが、いろんな分野が広いわけなんですけれどもどうですか。そういったことも少し考えてみたらいかがなんでしょうか。

委員長（ 堺谷直樹 ）

農林課長。

農林課長（ 工藤伸也 ）

いずれまず当初予算ではそのような記載は全くない状態ですので、今後新しい年度に入ったら、担当と含めながらいろいろ方策を考えたいと思います。

委員長（ 堺谷直樹 ）

5番、児玉委員。

5番（ 児玉信長 ）

私はもう6月いないんです。いないんですから、あなたからある程度の確約が欲しいですね。いかがですか。

委員長（ 堺谷直樹 ）

農林課長。（「あなたより町長から聞いたほういいね」「そのほうがよろしいかと」の声あり）町長。

町長（ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

委員おっしゃることは当然分かります。ただ、やはり畜産農家というのは、町民の中でのごくごく少数であるということも十分ご理解をいただければありがたいなと思います。畜産農家だけではなくて、今回のコロナの関係、そして海外の情勢を見ますと、町民それぞれに影響があることは恐らく必至だと思います。そういうところを見ると、まだまだ慎重に協議しなきゃいけない部分があるんだろうなと思いますので、確かに飼料の高騰だとかそういう部分は他の農業団体、そういうところともいろいろ状況を精査しながら対応していかなければいけないと思っておりますので、関係団体ともしつ

かりと協議をしながらしかるべき対応を考えていきたいなど、このように思っておりますので、何卒ご理解をいただければありがたいと思います。

委員長（ 堺谷直樹 ）

5 番、児玉委員。

5 番（ 児玉信長 ）

補填金はあるんですよね。補填金というのあるんですよ。要するに水稻でいえば共済金ですね。だから補填金は畜産農家もやはり積み立てをしているんですよ。補填金はあるんですけども、その補填金も何か月後という形で満額くるということではないみたいなんですよ。だから初めてのケースだと思うんですけども、やはり十二分に精査をして、もちろん関係団体と言ったらやはり J A さんしかないと思うんですけども、そういったところも含めた前向きな考え方が私は必要ではなかろうかと、いやすべては影響ありますよ。全てをそこだけそこだけというわけではないです。全てに影響ありますけれども、せめてやはり一生懸命頑張っている、そういう人方のことに対しても必要ではなかろうかなということでございます。

町長によりしくお願いしたいと思います。

課長、よろしく。私辞めてもなるほどな、予算が計上されたなというと、非常にそのときは電話の一本も入れますので、よろしくお願いしたいと思います。終わります。

委員長（ 堺谷直樹 ）

教育次長より成田委員の質問に対する答弁訂正がございます。教育次長。

教育次長（ 後藤 誠 ）

先ほどの発言の中で、土砂災害特別警戒区域の指定について平成 29 年とお話をさせていただきましたが、平成 26 年 3 月でありましたので、発言の訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

委員長（ 堺谷直樹 ）

ほかに質疑ありませんか。6 番、清水委員。

6 番（ 清水欣也 ）

2 点ばかり。75 ページです。報償費、若者へのふるさと品、ここで 1 点だけ質問、質問といいますか意見を述べて終わりたいと思います。

先ほど、加藤議員の質問でその対象になるかならないかは聞き取り調査によって判断していきたいと、そういう場面もあると思いますというようなお話だったけれど、総務委員会ですか、私も総務委員会でしたので、これ質問できないとすれば次の機会にしたいと思います。すみませんでした。

それじゃあ 175 ページの一番下の行の委託料の設計監理業務委託ですけど、これは先ほど中学校の統合体育館のためというような話があったんですけど、この工事はそのための設計料、私はそうでないと思うんですよ。これ告示されたのが、指定区域に指定されたのが平成 26 年の 3 月ですよ、告示されたのは。29 年とおっしゃったけれども、私訂正しようかと思っていましたが、訂正したからあれですけど、26 年にこれ告示されたの。つ

まりこれは、統合中学校が建てるためとは関係なしにもうあそこは特別警戒区域に指定されているんだと、だから統合計画関係なく、統合計画があるからあそこの工事をやるんだという話ではおかしいと思う。本来的にあそこは計画があろうがなかろうが、もうあそこはやらなければならなかったんだという、そういう私は考えで今までずっと来たわけですよ。たまたま今回、統合中学校の建設問題が前面に出てきたもんだから、それがたまたま浮かび上がってきただけの話で、もう本来あそこは、もともと平成26年度からもうやらなければならなかったの。

だから今回は今、先ほどの協議会で9,200万円が必要とするかもしれないという話になったんですけれど、これはもう最初から9,200万円が妥当かどうか分かりませんが、当初からやらなければならないからというそういう前提に立った事業だというふうに解釈しないとこれはおかしい。学校建設するからこれやるんだではおかしいじゃないですか。

本来的に、そもそも論から始めなければならないこの問題だと私は思いますよ。今までやるべきだったのがやってこなかったということですよ。たまたまこの中学校の建設の話が出たためにこの問題がはっきり前面に浮き上がってきたという、それだけの話だと私は理解している。でないと私はこれ反対しますよ。統合中学校のためにやるんだったらそれはおかしいじゃないですか。ということが1つです。

これについては教育長どう思いますか、町長でもいいです。

委員長（ 堺谷直樹 ）

教育次長。

教育次長（ 後藤 誠 ）

お答えいたします。

この土砂災害特別警戒区域については、平成29年に土砂災害防止法が改正となり、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務づけられました。それで今までこういう形でできていると私は認識しております。

その中で、やはり統合中学校とは別でありますけれども、現状生徒が通っている校舎でありますので、それに今後もまた子供が通う学校ともなっていくことですので、それに併せてやはり安心安全を考えるために工事をするための調査を新年度で行うということでございます。

委員長（ 堺谷直樹 ）

清水委員。

6番（ 清水欣也 ）

だから併せてでしょう。併せてやるんでしょう。本来の目的と今の計画と出てきた、これと併せてやるんだというそういう考え方でしょうというの。今あなた併せてやるだという考えおっしゃったからね。

委員長（ 堺谷直樹 ）

教育次長。

教育次長（ 後藤 誠 ）

統合中学校の建設場所ではございませんけれども、これからも子供たちが通う学校となることから工事を進めていくということでございます。

委員長（ 堺谷直樹 ）

清水委員。

6 番（ 清水欣也 ）

それは統合中学校のためにやるんじゃないくて、この特別指定区域に指定されたこの問題を解決するからでしょう。（「はい」の声あり）だから私、最初に質問したじゃないですか。これは教育長サイドでやるのか、それとも一般緊急対策、それから予防対策、土砂崩れ予防対策としてやるのかと、特別措置なのか、一般対策なのかという、聞いたのはそのためなんですよ、記憶ありますか。そしたらあなたが、教育長サイドであくまでも責任でやりますと答えたから、いやいや一般対策でやるべきでしょうという意見なんです、私は。そういう見解でしゃべっていたんです。私はこれは、意見は分かれたんですけれども、町長これいかがですか。役場の行政としてこれはどっちのサイドでやるんですか。

委員長（ 堺谷直樹 ）

町長。

町 長（ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

確かに（「両方でしょう。両方でやるんでしょう」の声あり）はい、災害対策、そして学校サイドの敷地の安全対策ということで、両方でやらなきゃいけないと思います。ただ、予算の関係上、縦割りという言い方もおかしいですけど、担当ごとに区割りしたことはいろんなことを決める中で、どっちかに決めなければいけないということで、このような措置になったと認識しております。いずれにしても安全な土地を提供するということに行政として取り組んでいくことに変わりはありません。

委員長（ 堺谷直樹 ）

清水委員。

6 番（ 清水欣也 ）

当然ですよ。これ一般行政対策ですよ、緊急対策ですよ。

それで、次の質問です。今度、工事の実際に具体的な目的、内容ですけど、これはどの程度をクリアしなければならないというふうに考えて想定して、この設計業者に委託するんですか。それを皆さんどういうふうに考えていますか。どの程度どのような内容で、何を狙いとしてこの工事をやるか、つまりもっと具体的に言えば、設計屋に対して、委託契約結ぶわけですよ。その契約書に書く設計仕様書をどういうことを書き方をするかね。設計屋に対して、設計業者に対してこういうような工事をしたいのでそれに向けた設計をしてくださいと言わなければ駄目なんです。それは皆様もう頭に入れて想定していますかという話。どういうような工事を想定しているか、町としては。それをお聞きしたい。

委員 長 （ 堺谷直樹 ）

教育次長。

教育次長 （ 後藤 誠 ）

お答えいたします。

まず、土砂災害特別警戒区域についてどういう工法が妥当であるか、まずそれをまず今回の設計調査で進めていきたいと考えております。その工法を踏まえて工事のほうに発注していくことになると思います。

委員 長 （ 堺谷直樹 ）

清水委員。

6 番 （ 清水欣也 ）

この予防対策にはいろんな法律が絡んでいるわけだ。例えば建築基準法、それから宅地造成等制限法かなの基準法かな、それから土砂災害防止法、いろんなことが絡んでくるんですよ、これをやるとすれば。

そこで町としては、何をクリア、このどこをクリアするための工事をするかということはそれは皆さんはつきり考えてやらなきゃ駄目。でないと県だって相手にしないでしょう。だから2番目の質問は、どのようなその工事をやろうと考えているか、法的なその何をクリアしようとしてこれをやっていくかということをお答えいただきたい。

委員 長 （ 堺谷直樹 ）

教育次長。

教育次長 （ 後藤 誠 ）

お答えいたします。

まずは土砂災害特別警戒区域ということですので、その区域の解除ができるような工事をしていくことが第一と考えておりますので、まず設計の段階で、そういうところも業者と詰めながら進めていくことになると思います。

委員 長 （ 堺谷直樹 ）

清水委員。

6 番 （ 清水欣也 ）

これは所定の満足できる工事をやれば指定は解除すると県は言っているんですか。

委員 長 （ 堺谷直樹 ）

教育次長。

教育次長 （ 後藤 誠 ）

土砂災害特別警戒区域については、解除することが可能であるということを確認しております。

委員 長 （ 堺谷直樹 ）

清水委員。

6 番 （ 清水欣也 ）

つまりその工事内容によってという話ですか。

委員長（ 堺谷直樹 ）

教育次長。

教育次長（ 後藤 誠 ）

まず所定の工事をするのであと解除が可能だということは聞いております。

委員長（ 堺谷直樹 ）

清水委員。

6 番（ 清水欣也 ）

この間 9, 200 万円ぐらいかかるだろうというお話でしたけれども、9, 200 万円ぐらいかかるだろうというのは、これは業者ともうちゃんと打合せした金額だと思うんですけど、9, 200 万円という工事はどのぐらいのどの程度の工事ですか。どのような内容の工事をしようとしているんですか。

委員長（ 堺谷直樹 ）

教育次長。

教育次長（ 後藤 誠 ）

後ほど調べてお話させていただきます。

委員長（ 堺谷直樹 ）

答弁保留にされましたので、清水委員、ほかの質問をお願いします。清水委員。

6 番（ 清水欣也 ）

私は最初申し上げました、どういう工事をやるのかって。緊急対策工事なのか、それとも学校がここだけやれば、まあ統合中学校建てるために間に合うのか、そういう工事なのかというのが、一番関心があると思います。つまり、あそこの体育館、今崩れてきていますよね。体育館の西側ですか。崩れてきているの。教育長見たことありますか。（「はい」の声あり）あそこだけをのり面をコンクリートで固めてあれを何とかすればいいのか、そういう工事なのか、それとも土砂災害特別指定区域を外すだけの工事をするとなれば、私はものすごい工事だと思うんですよ。あのラインというのは指定区域というのは、あの体育館をじゃなくて、ずっとあっちに延びて行っているんだから。校舎までも架かっているんだから。そういう意味でそれを満足させるための工事だとすれば大変な工事がかかる。だから私は土砂災害指定区域を予防する、それを満足するための工事にしなければならないと考えているわけです。だから先ほどの言った、あそこを統合のためのだけちょっとやればいいのか、それとも本来的に大々的な指定区域を予防するだけのものにするか、どっちなんだと聞いているわけです。さっきから。だから私は後者のほうであるべきだと思っているわけですよ。指定を解除するためには。だから私は 9, 200 万円どころか何億円も必要とする工事でないと駄目だと言っているんですよ。あそこの体育館のあの横をコンクリートで固めるだけでは、本来的な土砂災害の防止にはならないでしょうという。あそこの地下

を水が走っているという話じゃないですか。本来はそれを解決しなければ本来の指定解除にはならないと思っているんですよ。そういう意味で私は、あそこさ行くべきでないと言っているわけです。

それで何回も聞きますけれども、今回の9, 200万円というのは、あの西側だけを固めればいいのか、その金額なのかと聞いている。

委員長（ 堺谷直樹 ）

教育次長。

教育次長（ 後藤 誠 ）

お答えいたします。9, 200万の工法でありますけれども、G1フレーム工という工法を予定で、この工事の積算をしてございます。

内容としては、モルタルや鉄筋をしない新しい枠の構成ということでございます。この概算工事費の大体の面積は約4, 000平米くらいを予定してございます。3, 920平米で約4, 000平米ぐらいでやる予定で考えてございます。

委員長（ 堺谷直樹 ）

清水委員。

6番（ 清水欣也 ）

いずれ新たな設計が、段階でまたいろいろ明らかになってくると思いますけれども、この予算に関して言えば、あくまでも土砂災害特別指定区域を予防すると、外すと、大丈夫な状態にするというための工事だと、そういうふうに理解しております。たまたま中学校が建てるに当たって、こういう問題も出てきたから併せてやりましょうという考えの工事だと町長もそういうふうにおっしゃいましたので、私はそういうことであれば賛成をすると、そういう。中学校だけのためにやるんだというのであれば私は反対いたします。ということです。

以上であります。

委員長（ 堺谷直樹 ）

先ほど5番、児玉委員からの質問に対し答弁が保留されております。農林課長より答弁を求めます。農林課長。

農林課長（ 工藤伸也 ）

先ほどの児玉委員からご質問ありました今年というか令和4年度の大沢放牧場での放牧予定頭数は、2農家合わせまして成牛が15頭、子牛が3頭の18頭を予定した予算立てとなっております。以上です。

委員長（ 堺谷直樹 ）

児玉委員よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ありませんか。14番、安藤委員。

14番（ 安藤賢藏 ）

今の清水委員の関連で教育次長が工事の概要を説明してくれたんですけれども、私が県南のあるボーリング屋さんから聞いた中では、この地滑りの対策工事は井戸を掘って、何本も井戸を掘って水を抜いて、数年間かかるとい

うのが通常であるということをアドバイスいただいています。

それでこの準備会においては、急げと、早くやってくれと、子供たちのためにまず予算があるうちに建てましょうということでのご意見の集約だったというふうに思いますが、先ほど何回も町長が言った安心安全というのが数年間に及ぶ工事の中で担保されるかということが、先ほど清水委員もおっしゃったように、土砂災害の指定地域が体育館のずっと中を入れていって地割れしている可能性があるのと、水なんですね。水が一番怖いんです。だからその指定地域になっていると。片一方では学校は早く建てと。当局としても、当局の意見というよりも準備委員会の意見としての集約が64%が子供たちのために早く建てるべきだと、統合すべきだという意見があったのは事実として、これはまず大きな意見だと思うんですけども、安全安心をどうやって担保するかということが、父兄でも住民でももちろん当局でも、関心、最大の関心事だと思うんですよ。ですからこのことについては、専門家を何人も複数、設計屋さんを入れてまず情報を集めてあんまり長くかからないようにしてもらえれば、難しいことだけれども。

教育長あなたに聞いていないな。教育長、今の僕のそのアバウトな質問ですけれども、いかがお考えですか。

委員 長 （ 堺谷直樹 ）

教育長。

教 育 長 （ 藤田良博 ）

安全安心というそういうことですけれども、そのこともいろいろこれまで討議していただきまして、一定のそういう結論になったわけですけれども、先ほど次長も話ありましたけれども、今通っている生徒たちが通っているそういうところの安全確保を図る必要は当然あるわけですし、またこの後に小学校のほうも計画されていることから、そこのところは早急に改善を図る必要があると考えております。

一方で避難計画とか避難訓練を実施していれば、今のところ対応可能だということも話を聞いておまして、でもやはり心配なところは改善しなきゃいけないということで、これから調査して、そしてその工法等についても、その中で明らかになることでしょうから、それに応じて対応していきたいと思っております。

委員 長 （ 堺谷直樹 ）

安藤委員。

14番 （ 安藤賢藏 ）

再三頭を悩ませてずっと答弁してくれた教育次長が、恐らく山本中学校統合予定地の三種中学校統合予定地の一期生だと記憶しています。それは、まずいいんだとも、あなたは人一倍思い入れはあると思います。（「あなた駄目だ」の声あり）委員長、あなた駄目ですか。（「固有名詞でお願いします」の声あり）やめます。

委員 長 （ 堺谷直樹 ）

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

議場内換気のため暫時休憩します。

再開は11時15分とします。

午前11時05分 休 憩

午前11時14分 再 開

委員長 (堺谷直樹)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3. 議案19号「令和4年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算について」を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

日程第4. 議案第20号「令和4年度三種町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

日程第5. 議案第21号「令和4年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算について」を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

日程第6. 議案第22号「令和4年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算について」を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

日程第7. 議案第23号「令和4年度三種町温泉事業特別会計予算について」を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

日程第 8. 議案第 24 号「令和 4 年度三種町水道事業会計予算について」を議題といたします。これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

日程第 9. 議案第 25 号「令和 4 年度三種町下水道事業会計予算について」を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これで予算特別委員会全体会の総括質疑を終了します。

当局の皆様お疲れさまでした。

当局退室のため暫時休憩します。

午前 11 時 17 分 休 憩

午前 11 時 19 分 再 開

委員長 (堺谷直樹)

会議を再開いたします。

日程第 10. 分科会の審査報告を求めます。

初めに、総務分科会より審査報告を求めます。総務分科会委員長。

総務分科 (伊藤千作)

会委員長 それでは、報告をいたします。

本分科会に審査を付託されました令和 4 年度当初予算議案につきまして、お手元に配付しました審査報告書のとおり結果を決定いたしました。

議案第 18 号、「令和 4 年度三種町一般会計予算について」につきまして、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本分科会は、議案第 18 号に対し、次の意見を付すことを提案します。「三種ふるさと便事業の対象者については、学生のみに限定することなく、同年代の社会人にまで拡充することを望む。」

以上で審査報告を終わります。

委員長 (堺谷直樹)

総務分科会委員長はその場に着席してお待ちください。

総務分科会委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

総務分科会委員長は自席へお戻りください。

以上で総務分科会の審査報告を終わります。

次に、教育民生分科会より審査報告を求めます。教育民生分科会委員長。

教育民生
分科会委
員長 (小澤高道)

本分科会に審査を付託されました令和４年度当初予算議案につきまして
は、お手元に配付しました審査報告書のとおり結果を決定いたしました。

議案第１８号「令和４年度三種町一般会計予算について」、議案第１９号
「令和４年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算について」、議案第
２０号「令和４年度三種町後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第
２１号「令和４年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算について」、議案
第２２号「令和４年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算について」
の５議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で審査報告を終わります。

委員長 (堺谷直樹)

教育民生分科会委員長はその場に着席してお待ちください。

教育民生分科会委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

教育民生分科会委員長は自席へお戻りください。

以上で教育民生分科会の審査報告を終わります。

次に、産業建設分科会より審査報告を求めます。産業建設分科会副委員
長。

産業建設
分科会副
委員長 (成田光一)

本分科会に審査を付託されました令和４年度当初予算議案につきまして
は、お手元に配付しました審査報告書のとおり結果を決定いたしました。

議案第１７号「令和４年度三種町温泉事業特別会計への繰入について」、
議案第１８号「令和４年度三種町一般会計予算について」、議案第２３号
「令和４年度三種町温泉事業特別会計予算について」、議案第２４号「令和
４年度三種町水道事業会計予算について」、議案第２５号「令和４年度三種
町下水道事業会計予算について」の５議案につきましては、原案のとおり可
決すべきものと決定いたしました。

以上で、審査報告を終わります。

委員長 (堺谷直樹)

産業建設分科会副委員長はその場に着席してお待ちください。
産業建設分科会副委員長の報告を終わります。
ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。
産業建設分科会副委員長は自席へお戻りください。
以上で産業建設分科会の審査報告を終わります。

日程第 11. 議案第 17 号「令和 4 年度三種町温泉事業特別会計への繰入
について」を議題といたします。
これより討論の有無を確認します。
本会議において討論を行う予定の方の挙手を求めます。
(討論者挙手)

委員長 (堺谷直樹)

挙手なしです。よって、議案第 17 号は討論ないものと認め、確認を終わ
ります。
議案第 17 号「令和 4 年度三種町温泉事業特別会計への繰入について」を
採決いたします。
本案に対する分科会報告は可決です。本案を分科会報告のとおり決定する
ことにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 17 号は分科会報告のとおり
原案のとおり可決すべきものと決定しました。
日程第 12. 議案第 18 号「令和 4 年度三種町一般会計予算について」を
議題といたします。
これより自由討議を行います。
議案第 18 号に対しては、総務分科会から付帯意見案が提出されていま
す。本案について修正を求める意見やこれに反対する意見はありませんか。
(なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

意見ないものと認め、意見の確認を終わります。
これより本案を採決いたします。本案を予算特別委員会の付帯意見とする
ことにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

ご異議ないものと認めます。よって、本案を予算特別委員会の付帯意見と
することに決定しました。
これで自由討議を終わります。
これより討論の有無を確認します。

本会議において討論を行う予定の方の挙手を求めます。

（ 討論者挙手 ）

委員長（ 堺谷直樹 ）

挙手あります。よって、第１８号は討論あるものと認め、確認を終わります。

議案第１８号「令和４年度三種町一般会計予算について」を採決いたします。

この表決は挙手によって行います。なお、挙手しない場合は原案に反対とみなします。

本案に対する分科会報告は可決です。本案を分科会報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

委員長（ 堺谷直樹 ）

手を下ろしてください。

挙手多数です。よって、議案第１８号は分科会報告のとおり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

日程第１３．議案第１９号「令和４年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算について」を議題といたします。

これより討論の有無を確認します。

本会議において討論を行う予定の方の挙手を求めます。

（ 討論者挙手 ）

委員長（ 堺谷直樹 ）

手を下ろしてください。

挙手あります。よって、議案第１９号は討論あるものと認め、確認を終わります。

議案第１９号「令和４年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算について」を採決いたします。

この表決は挙手によって行います。なお、挙手しない場合は原案に反対とみなします。

本案に対する分科会報告は可決です。本案を分科会報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

委員長（ 堺谷直樹 ）

手を下ろしてください。

挙手多数です。よって、議案第１９号は分科会報告のとおり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

日程第１４．議案第２０号「令和４年度三種町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

これより討論の有無を確認します。

本会議において討論を行う予定の方の挙手を求めます。

(討論者挙手)

委員長 (堺谷直樹)

挙手なしです。よって、議案第 20 号は討論ないものと認め、確認を終わります。

議案第 20 号「令和 4 年度三種町後期高齢者医療特別会計予算について」を採決いたします。

本案に対する分科会報告は可決です。本案を分科会報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 20 号は分科会報告のとおり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

日程第 15. 議案第 21 号「令和 4 年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算について」を議題といたします。

これより討論の有無を確認します。

本会議において討論を行う予定の方の挙手を求めます。

(討論者挙手)

委員長 (堺谷直樹)

挙手なしです。よって、議案第 21 号は討論ないものと認め、確認を終わります。

議案第 21 号「令和 4 年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算について」を採決いたします。

本案に対する分科会報告は可決です。本案を分科会報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 21 号は分科会報告のとおり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

日程第 16. 議案第 22 号「令和 4 年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算について」を議題といたします。

これより討論の有無を確認します。

本会議において討論を行う予定の方の挙手を求めます。

(討論者挙手)

委員長 (堺谷直樹)

挙手なしです。よって、議案第 22 号は討論ないものと認め、確認を終わります。

議案第 22 号「令和 4 年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算について」を採決いたします。

本案に対する分科会報告は可決です。本案を分科会報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 22 号は分科会報告のとおり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

日程第 17. 議案第 23 号「令和 4 年度三種町温泉事業特別会計予算について」を議題といたします。

これより討論の有無を確認します。

本会議において討論を行う予定の方の挙手を求めます。

(討論者挙手)

委員長 (堺谷直樹)

挙手なしです。よって、議案第 23 号は討論ないものと認め、確認を終わります。

議案第 23 号「令和 4 年度三種町温泉事業特別会計予算について」を採決いたします。

本案に対する分科会報告は可決です。本案を分科会報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 23 号は分科会報告のとおり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

日程第 18. 議案第 24 号「令和 4 年度三種町水道事業会計予算について」を議題といたします。

これより討論の有無を確認します。

本会議において討論を行う予定の方の挙手を求めます。

(討論者挙手)

委員長 (堺谷直樹)

挙手なしです。よって、議案第 24 号は討論ないものと認め、確認を終わります。

議案第 24 号「令和 4 年度三種町水道事業会計予算について」を採決いたします。

本案に対する分科会報告は可決です。本案を分科会報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 24 号は分科会報告のとおり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

日程第 19. 議案第 25 号「令和 4 年度三種町下水道事業会計予算について」を議題といたします。

これより討論の有無を確認します。

本会議において討論を行う予定の方の挙手を求めます。

(討論者挙手)

委員長 (堺谷直樹)

挙手なしです。よって、議案第 25 号は討論ないものと認め、確認を終わります。

議案第 25 号「令和 4 年度三種町下水道事業会計予算について」を採決いたします。

本案に対する分科会報告は可決です。本案を分科会報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 25 号は分科会報告のとおり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書は議会運営基準第 15 条の規定により正副委員長が作成いたします。

本日の会議を閉じます。

これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前 11 時 35 分 閉 会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

予算特別委員会委員長 堺 谷 直 樹